

令和7年度用 幼稚園・保育園・認定こども園等入園のご案内 幼児教育・保育の無償化のご案内



《目次》

I. 制度について	
1. 施設について	1
2. 施設利用の認定について(教育・保育給付認定)	1
3. 保育の必要性について	2
II. 入園の手続きについて	
1. 入園の手続き	3
2. 入園の申請に必要な書類	5
3. 申請の取下げについて	6
III. 入園後の手続き、保育料及び副食費について	
1. 現況届出書の提出について	7
2. 認定内容の変更について	7
3. 退園の手続き	7
4. 転出予定がある方へ	7
5. 保育料及び副食費について	8
IV. 幼児教育・保育の無償化について(施設等利用給付認定)	
1. 利用料の無償化について	10
2. 認定の手続き	11
3. 申請に必要な書類	11
4. 認定の取消について	12
5. 現況届出書の提出について	12
6. 認定内容の変更について	12
V. 申請書などの書き方・記入上の注意	
1. 教育・保育給付認定申請書の書き方	13
2. 施設等利用給付認定申請書の書き方	15
3. 個人番号(マイナンバー)申告書及び添付書類	17
4. 保育を必要とする事由の証明書	19
5. 保育所等利用申請等の不実施に係る理由書	23
6. 教育・保育給付認定現況届出書の書き方	24
VI. いろいろな教育・保育サービス	26
高岡市教育・保育施設一覧表	

お問合せ先・窓口

〒933-8601 高岡市広小路7番50号
高岡市役所2階 子ども・子育て課(15番窓口)
TEL 20-1377 FAX 20-1665

I 制度について

1. 施設について

幼稚園	満3歳から就学前の子どもを対象に、適切な環境の中で心身の発達を助けるため幼児教育を行う施設です。
保育園	保護者の仕事や病気などのため家庭で子どもの保育が継続的にできない場合に、保護者に代わって就学前の子どもを保育する施設です。
認定こども園	幼稚園と保育園の両方の機能を兼ね備えた施設です。
事業所内保育施設	0歳児から2歳児が利用でき、主に事業所の従業員の子どもの預かる保育施設です。従業員以外の子どもも利用できます。

2. 施設利用の認定について（教育・保育給付認定）

施設を利用するためには、利用開始日（入園する月の1日）時点で住民票のある市区町村から、教育・保育を受けるための認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。お子さまの年齢や家庭の状況に応じて、利用できる施設及び時間が異なります。以下の表に従い、該当する教育・保育給付認定区分の申請を行ってください。

利用希望施設	対象年齢	保育の必要性 （保育要件）	認定区分	利用可能時間
認定こども園（幼稚園部）	満3～5歳	なし	1号	【教育標準時間】 1日約4時間
認定こども園（保育園部）	満3～5歳	あり	2号	【保育短時間】 1日8時間 【保育標準時間】 1日11時間
保育園	0～2歳		3号	
事業所内保育施設	0～2歳		3号	

2号・3号の認定には、保育短時間認定と保育標準時間認定があります。保護者（原則父母。別居中の配偶者、事実婚関係の方を含む）の保育要件の状況によって、施設を利用できる時間が異なります。（P2表）

保護者の保育要件の認定期間が異なる場合（例 母が求職活動中など）は、認定期間が短い方を適用します。保護者の一方の利用可能時間が保育短時間の場合は、保育短時間での利用です。

就労等の状況※	保育必要量	利用可能時間
48時間以上 120時間未満／月	保育短時間	8時間
120時間以上／月	保育標準時間	11時間

※就労時間は、休憩時間を含む拘束時間で計算します。

(例)	7:00	8:30	16:30	18:00
教育標準時間			教育時間 約4時間	預かり保育
保育短時間	延長保育		保育時間 8時間	延長保育
保育標準時間			保育時間 11時間	延長保育

※利用可能時間を超えて利用する場合は、別途預かり保育料や延長保育料が必要です。

※利用可能時間は、施設によって異なりますので、施設にご確認ください。

3. 保育の必要性について

保育の必要性があると市の認定を受けるためには、保護者が「保育要件(保育を必要とする事由)」のいずれかに該当する必要があります。保育要件によって認定期間と利用可能時間が異なります。

お子さまに集団生活を体験させたい、下のお子さまの保育に手がかかるなどの理由は、保育を必要とする事由に該当しませんので、保育園、認定こども園(保育園部)及び事業所内保育施設に入園申請できません。

保育要件	状況	認定期間	利用可能時間
就労 ※1 (自営業、内職、 農業等を含む)	労働することを常態とする場合(月 48 時間以上) 農業は月 48 時間以上の労働に加え、農業収入があること及び面積1反＝300 坪以上の耕作を行っていることが必要	小学校就学前まで (又は、当該事由の必要 期間)	48 時間以上 120 時間未満 ／月の場合 保育短時間
介護・看護	長期にわたり病人や心身に障がい有する人を 常時介護又は看護をしている場合 ※2		120 時間以上 ／月の場合 保育標準時間
就学	大学、専門学校等(職業訓練校等における職業訓練を含む)に通っている場合	就学の修了(予定)日の属 する月の末日まで	
妊娠・出産	妊娠中、又は出産後間もない場合	出産予定日の3か月前 (産前)から保護者の出産 日から起算して8週を経過 する日の翌日が属する月 の末日まで(産後)	
疾病等	疾病、負傷、精神や身体に障がい有する場合	小学校就学前まで (又は、当該事由の必要 期間)	保育短時間 保育標準時間 ※3
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあ たる場合		
虐待・DV	児童虐待の防止のため、特別の支援を要する 場合、又は配偶者からの暴力により保育を行う ことが困難である場合		
育児休業中の 継続利用 (継続児のみ)※4	育児休業取得時にすでに就労の保育要件で入 所している子どもがいる場合	小学校就学前まで (又は、当該事由の必要 期間)	保育短時間
求職活動等	求職活動や起業準備を行っている場合 ※派遣就労先が未定の場合を含む	3か月(年度内で1回のみ 認定可能)	

※1 自営手伝い等で給金の発生しない場合(家族従業者)は、保育の必要性が高い就労とみなしませんので、就労の保育要件で認定できません。病気休暇取得中の場合は、疾病等での認定です。

※2 入園するお子さま本人の介護・看護は対象外です。

※3 いずれかを選択することができます。

※4 育児休業から復帰見込みがない方は新規で入園(転園含む)申請できません。入園には、入園希望月の翌月 15 日までに復職してください。産前休暇・産後休暇中(又は入園希望月中に取得予定)の場合は、「妊娠・出産」の要件での認定です。申請時に就労しており、入園希望月に産前・産後休暇を取得する場合又は出生が確認され入園希望月が産前・産後の時期と重なる場合は、「妊娠・出産」での認定になります。「就労」の要件で申請した方で、申請後に妊娠が分かった場合は、すみやかに入園申請先又は子ども・子育て課へお知らせください。

Ⅱ. 入園の手続きについて

1. 入園の手続き

(1) 第一幼稚園・第三幼稚園・第五幼稚園への入園(新規)

申請書等の配布	令和6年9月2日(月)から	詳しくは、各幼稚園へお問い合わせください。
申請の受付	令和6年10月1日(火)から	

(2) 保育園・認定こども園・事業所内保育施設への入園(新規)

入園申請にあたり、次の事項をご確認ください。

- ・入園は原則、各月の初日からです。
- ・**入園後のミスマッチを防ぐため、利用希望する施設の見学や方針等の確認をお願いします。**
- ・複数の施設からの申請書の受取及び複数の施設へ同時に申請書の提出はできません。また、同じ入園希望月に市内入所と広域入所の同時申請はできません。
- ・入園申請に必要な書類が不足している場合は、申請を受付できません。
- ・提出された申請書等は返却しませんので、コピーが必要な場合は申請前にコピーしてください。
- ・入園に際し、特別な配慮(病気、アレルギー、障がい、発育や発達面で気になることがあるなど)が必要な場合には、必ず施設にご相談ください。
- ・**転園を希望する場合は、在園している施設に退園する旨をお伝えください。**
- ・認定こども園の幼稚園部(1号認定)は市で選考を行いませんので、詳細は各園に直接お問い合わせください。
- ・申請書受付後の希望施設の変更はできません。
- ・求職活動の保育要件で入園を希望する場合は、三次受付及び年度途中入園で受付を行います。
- ・申請内容に変更が生じた場合は、P7 2. (2)変更手続きの方法により届け出てください。
- ・申請日時点で高岡市にお住まいでない方で、入園希望月の前月末日までに転入予定の方は、高岡市内にお住まいの方と同じ手順で申請することができます。P5 2. 入園の申請に必要な書類をご確認ください。
- ・**高岡市から転出する予定がある方は、転出の3か月前に利用中の施設及び転入先の市区町村にご相談ください。**
- ・入園が決定した場合は、「支給認定証」と「入所承諾書」を送付します。決定しなかった方には「入所保留通知書」を送付します。「支給認定証」は大切に保管してください。なお、未転入の場合は転入確認後に送付します。

【高岡市内の施設に4月入園をする場合】

申請の前に	第一から第三希望の施設に受入状況を確認してください。 令和7年4月1日時点の年齢をお伝えください。
申請書等の配布	下記の配布期間に 第一希望の施設から 申請書等を受け取ってください。 ・一次配布: 令和6年9月4日(水)から 10月2日(水)まで ・二次配布: 令和7年1月上旬から ・三次配布: 令和7年2月上旬から (いずれも月曜日から金曜日の 午前9時から午後5時まで)
面接申請書等の受付	下記の受付期間に、申請書等を受け取った施設へ申請書等を提出してください。 お子さまの発達状況等確認のため、お子さまと一緒にお願いします。 ・一次受付: 令和6年10月3日(木)及び10月4日(金) ・二次受付: 令和7年2月3日(月) ・三次受付: 令和7年3月3日(月) (いずれも午前9時から 午後4時まで)
結果の送付	・一次受付: 2月上旬 ・二次受付: 2月下旬 ・三次受付: 3月下旬
入園説明会	3月頃に各施設で行います。日時は、入園決定後、各施設からご案内します。

- ・申請状況により、第一希望以外の施設へのご案内となる場合があります。年齢により受入枠を設けていない施設もありますので、必ず希望する施設(第三希望まで)の受入状況を確認してください。転園を希望し、希望する施設に決定しなかった場合でも、必ずしも在園している施設に戻れるとは限りません。
- ・二次及び三次配布は、一次配布の方の利用施設の決定後に、受入れが可能な施設で行います。一次受付で受入数に達した施設は、二次配布及び三次配布は行いません。
- ・受付期限後に提出された申請書は、次期受付分として取り扱います。

【高岡市内の施設に年度途中入園をする場合】

申請の前に	第一から第三希望の施設に受入状況を確認してください。令和7年4月1日時点の年齢をお伝えください。
申請書等の配布・受付	第一希望の施設
面接及び確認	お子さまの発達状況等確認のため、申請書等を受け取り、提出するまでの間に、お子さまと一緒に第一希望の施設へお越しください。
締切	入園希望月の前月10日(土日祝日の場合は、その直前の平日)
結果の送付	入園希望月の前月下旬

【他市区町村の施設を希望する場合(広域入所)】

申請の前に	施設所在の市区町村に次の事項を確認してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・市外在住者が申請する際の条件の有無 例 ・保護者いずれかの勤務先が、入園を希望する施設のある市区町村にある。 ・祖父母の居住地が、入園を希望する施設のある市区町村にある。 ・求職活動の保育要件での申請不可 ・入園希望月の申請締切日 ・申請に必要な書類、書類の様式指定の有無(高岡市の様式で申請が可能であるか) ・入園希望の園に入園の制限はないか ・その他、選考方法や申請の受付状況など 	
申請書等の配布	【4月入園】令和6年9月4日(水)から 【年度途中入園】随時(入園希望月の3か月前を目安にご相談ください。)	子ども・子育て課窓口
申請書等の受付	【4月入園】令和6年10月4日(金)まで 【年度途中入園】施設所在市区町村の締切10日前 ※市区町村により締切日が異なります	
結果の送付	施設所在市区町村による調整後、結果を送付します。 【4月入園】令和7年3月上旬 【年度途中入園】入園月の前月下旬	
入園説明会	入園決定後、施設所在の市区町村又は施設からご案内します。	

- ・利用開始日より前に高岡市から転出する場合は、転入先の市区町村に提出書類や締切日をご確認いただき、直接申請してください。ただし、転入先の市区町村から高岡市で申請するように指示がある場合は、子ども・子育て課の窓口で申請書等の配布、受付を行います。
- ・施設所在市区町村の児童の入所調整後、他市区町村の児童が調整されます。
- ・広域入所は年度ごとに申請が必要です。すでに広域入所している方が翌年度の継続利用を希望する場合も、新規入園と同じ手続きをしてください。
- ・保育園等を利用中の児童が高岡市から転出する場合は、転入先の市区町村で入園申請が必要です。転出する前に転入先の市区町村にお問い合わせいただき、速やかに手続きしてください。

2. 入園の申請に必要な書類 ※下表1～3の書類はお子さま1人につき1枚必要です。

必要書類	提出が必要な方
1. 教育・保育給付認定申請書(P13)	全員
2. 個人番号(マイナンバー)申告書及び添付書類(P17)	
3. 保育料・延長保育料・給食費口座振替納付依頼書(P9)※1	公立施設又は私立保育園希望の0～2歳の方
4. 健康調査票	保育園、認定こども園(保育園部)、 事業所内保育施設を希望の方
5. 保育を必要とする事由の証明書	
6. 保育料・副食費算定にかかる書類	P6表【保育料・副食費算定にかかる書類】に 該当するものがある方
7. 在留カードの両面の写し(外国籍の同居家族全員分)	外国籍の同居家族がいる方
8. アパート等の賃貸契約書又は住宅等の工事請負契約書の写し※2	高岡市に転入予定で、申請時に高岡市に住民票がない方

※1 私立保育園の3歳以上の方、私立認定こども園及び事業所内保育施設希望の方は配布いたしません。

※2 住所、引渡日、契約者名が記載されているもの。実家等に同居する場合は、「転入に関する申立書」を実家等の世帯主が記載し、提出してください。

【保育を必要とする事由の証明書】

保育の必要事由	提出書類等	注意事項
就労	家庭外就労(企業・法人・官公庁などに勤務) 就労証明書	・病欠休暇取得中の場合は、 疾病等での認定です。 ・採用見込みの場合は、就労を証明する書類(給与明細の写しなど)を <u>採用から2か月以内に</u> 提出してください。
	自営業又は自営業専従者 自営内職の就労 農業や漁業等 従事者 ①就労証明書 ②就労を証明する書類(就労者の氏名が記載されていること)	②就労を証明する書類例 自営業主の方:前年分の確定申告書の写し(第二表) 自営業専従者の方:確定申告書の自営業専従者の氏名が記載されたページ又は給与明細の写し 事業を開始して間もない方:開業届の写し ※自営手伝い等で給金の発生しない場合(家族従業者)は、保育の必要性が高い就労とみなしませんので、就労の保育要件で認定できません。
介護・看護	①疾病・介護・出産等申立書 ②診断書	・診断書には症状、病状等のため介護が必要である旨と、治癒及び療養に必要な期間が記載してある必要があります。 ・治癒及び療養に必要な期間で認定します。場合により認定期間を限定する場合があります。 ・「介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書」では、具体的な状況が確認できないため、診断書を提出してください。
就学	①通学申立書 ②在学証明書又は学生証の写し	学校教育法に規定する学校や専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学又は公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校において行う職業訓練や指導員訓練などを受けていること。(P22)
妊娠・出産	①疾病・介護・出産等申立書 ②母子手帳の写し	②は妊産婦の氏名及び出産予定日が記載されたページを提出してください。
疾病等	①疾病・介護・出産等申立書 ②診断書	・診断書には症状、病状等のため保育が必要である旨と、治癒及び療養に必要な期間が記載してある必要があります。 ・治癒及び療養に必要な期間で認定します。場合により認定期間を限定する場合があります。
求職等	求職中	ハローワーク受付票の写し —
	起業準備中	起業準備中を証明する書類の写し 事業計画書、店舗の賃貸契約書など

保育を必要とする事由の証明書にかかる注意事項

- ・保護者(別居中の配偶者、事実婚関係の方を含む)分を提出してください。
- ・証明の日付から3か月間有効です。期間を過ぎた場合は再度証明を受け、提出してください。
- ・兄弟姉妹が同時に入園する場合(同じ時期に申し込む場合は)、人数分の書類を提出してください。1人分が原本であれば、兄弟姉妹分はコピーでも構いません。ただし、別の時期に入園する場合は、すでに提出されている書類(証明の日付から3か月以内のものを除く)をコピーして使用することはできません。
- ・記載事項に確認が必要な場合は、担当者に連絡します。記載がない場合や記載誤りと思われる場合は返却して訂正を依頼します。

【保育料・副食費算定にかかる書類】

	提出書類	提出が必要な方
1. 収入の申告をしていない方(税法上の扶養に入っている方を除く)	市民税申告書の写し(高岡市役所市民税課で市町村民税の相談・申告をしてください。) ※確定申告が必要になる場合があります。	全員
2. 海外勤務等で日本で課税されていない方	4～8月: 令和5年(2023年)1年間の収入と控除額がわかる書類 9月以降: 令和6年(2024年)1年間の収入と控除額がわかる書類 ※日本円に換算及び日本語に翻訳をお願いします。	全員
3. ひとり親の方 離婚調停中の方	①ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し(受給資格証をお持ちの方のみ)。変更があれば随時提出してください。	認定こども園(幼稚園部)以外の方
	②離婚調停中であることを証明する書類(離婚調停中の方のみ)	全員
4. 同居家族に在宅障がい者(右記に当てはまる方)がいる方	療育手帳の写し ※在宅障がい者とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童又は国民年金の障害基礎年金の受給者です。 ※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書及び障害基礎年金証書の場合は提出不要です。	認定こども園(幼稚園部)以外の方
5. 兄弟姉妹に特別支援学校幼稚園部等に在園する就学前のお子さまがいる方	在園(所)証明書 ※児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設に在園している場合も必要です。	全員

※入所するお子さまと同居でない兄弟姉妹がいる場合は、同一生計であるか確認するため、別に書類の提出を依頼する場合があります。

入園の申請に必要な書類の注意事項

- ・申請に必要な書類が不足している場合は、申請を受付できません。
- ・申請に必要な書類に記載漏れや記載誤りなどの不備がある場合は返却して訂正を依頼します。
提出前に P13～の申請書の書き方、保育を必要とする事由の証明書の記入例・確認事項をご覧ください、申請書や証明書の内容を確認してください。
- ・申請書やその他の提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、申請を受付できません。認定中の方は、認定を取り消すことがあります。

3. 申請の取下げについて

入園前に事情により申請を取り下げの場合は、取下書を提出してください。入園後の申請取下げはできません。

	市内の施設を希望	市外の施設を希望
取下書の受取・提出先	第一希望の申請施設	子ども・子育て課窓口
締切	事由発生後、速やかにお手続きください。	

Ⅲ. 入園後の手続き、保育料及び副食費について

1. 現況届出書の提出について

在園中のお子さまの家庭状況を年度ごとに確認します。翌年4月以降も継続して利用を希望する場合は、現況届出書等を提出してください。別の施設に入園(転園)を希望する場合は提出不要です。

配布・提出先	在園している施設(広域入所者は子ども・子育て課窓口)
提出書類 ※	①現況届出書 ②保育を必要とする事由を証明する書類(P5表及びP19～をご覧ください。) ③在留カードの両面の写し(外国籍の同居家族全員分) ④保育料・副食費算定にかかる書類(P6表の3.～5.に該当する方)

※記載漏れや記載誤りなどの不備がある場合は返却して訂正を依頼します。

2. 認定内容の変更について

(1) 変更手続きが必要となる内容・状況

- ①住所、氏名、連絡先、認定保護者の変更
- ②同居家族の増減(結婚、離婚(離婚調停中)、出生など)
- ③保育を必要とする事由の変更(就労中の方が病気休暇を取得した場合、就労から疾病など)
- ④就労先の変更又は辞めたとき
- ⑤保育希望時間の変更(保育短時間⇔保育標準時間)
- ⑥育児休業期間に入ったとき(標準時間認定の方は、短時間認定に変更)
- ⑦認定区分の変更(2号認定⇔1号認定)※3号認定から2号認定への変更手続きは不要
- ⑧生活保護の開始、廃止
- ⑨ひとり親家庭等医療費助成受給資格の取得又は喪失
- ⑩同居する家族が障害者手帳等の交付を受けた又は喪失

保育料や副食費が変更となる場合があります。締切日までに届け出があった方の保育料等を、翌月から変更します。

(2) 変更手続きの方法

締切までに手続きをされた方の認定内容を翌月1日から変更します。

届出書等の配布・提出先	在園している施設(広域入所者は子ども・子育て課窓口)
提出書類 ※	①教育・保育給付認定変更申請書兼変更届出書 ②変更事由の証明書類(P5、6表) ③個人番号(マイナンバー)申告書(同居家族が増えた場合のみ。)
締切	認定の変更を希望する月の前月15日(土日祝日の場合は、その直前の平日)
結果の送付	変更希望月の前月下旬に、新しい支給認定証をお渡しします。古い支給認定証は、在園している施設又は子ども・子育て課窓口まで返却してください。

※記載漏れや記載誤りなどの不備がある場合は返却して訂正を依頼します。

3. 退園の手続き

退園する場合はすみやかに在園施設へ連絡し、退園届を提出してください。

退園届の配布・提出先	在園している施設(広域入所者は子ども・子育て課窓口)
提出締切	退園する月の末日(土日祝日の場合は、その直前の平日)

4. 転出予定がある方へ

毎月2日～月末に高岡市から転出する場合は当月末で退園です。転出後も引き続き同じ施設の利用を希望する場合は、転出先の市区町村で入園申請が必要です。締切に間に合わない場合は、継続利用できません。転出する3か月前を目安に、転出先の市区町村にご相談ください。

1日に転出した場合は前月末で退園です。転出先の市区町村で申請していない場合は継続利用できません。

5. 保育料及び副食費について

(1) 算定方法

保育料(0歳から2歳児)及び副食費(3歳以上児)は、子どもの父と母の市町村民税の合計額により算定します。ただし、父母の収入が少ない場合、同居(世帯分離含む。)の祖父母の税額を合計します。別居中の配偶者、事実婚関係の方がいる場合は、算定対象に含めません。

算定対象課税年度	4月から8月までは令和6年度市町村民税の額(令和5年中の所得を基に計算)、9月から3月までは令和7年度市町村民税の額(令和6年中の所得を基に計算)に基づき算定します。市町村民税額は、高岡市役所市民税課(TEL 20-1257)へお問い合わせください。
税額に変更がある場合	4月から8月までに令和6年度市町村民税の額に変更があり、階層区分が変更となる場合は、令和7年4月に遡り算定内容を変更します。 9月から翌年3月までに令和7年度市町村民税の額に変更があり、階層区分が変更となる場合は、令和7年9月に遡り算定内容を変更します。
軽減対象世帯	市町村民税所得割額 77,101 円未満に該当する、ひとり親家庭等医療費助成受給資格がある世帯や同居家族が身体障害者手帳等をお持ちの世帯は、保育料や副食費の軽減があります。
多子世帯の軽減	第3子以降の保育料は所得にかかわらず0円です。副食費は、同時入所第3子以降は免除、同時入所以外は月額上限 4,800 円の減免です。
階層の変更	離婚・結婚など家族構成に異動がある場合や、年度途中で軽減対象世帯に該当した場合は、保育料又は副食費が変更になることがありますので、P7 2. (2)変更手続きの方法により届け出てください。毎月 15 日までの届け出分を、翌月から変更します。
税額未申告の場合	収入にかかる資料が未提出の場合や所得の申告がない場合は算定できないため、すみやかに資料を提出又は申告をお願いします。
登園しない場合	保育料や副食費は月額負担です。自己の都合で登園しない場合は日割り計算しません。

(2) 保育料の金額について

保育園、認定こども園(保育園部)、事業所内保育施設の0歳児から2歳児(4月1日時点の年齢)の保育料は、高岡市保育料徴収基準額表(公立施設及び私立施設で同じ)に記載の金額です。基準額表は子ども・子育て課窓口や高岡市公式ホームページにあります。

4月1日時点の年齢が算定基準のため、年度途中で3歳の誕生日を迎えても、保育認定(2号認定)を受ける場合はその年度中は保育料がかかります。

保育料決定通知書は、入園又は認定内容等変更月の中旬に、入園施設を通してお渡します。市町村民税の額は、課税する自治体が発行する所得課税証明書や市町村民税・都道府県民税額の決定通知書をご覧ください。

なお、施設によって保育料以外の実費徴収がある場合があります。

<例> 下図の場合、基準額表のD階層6の欄をご覧ください。

父の市町村民税所得割額			母の市町村民税所得割額					
D階層1	D階層2	D階層3	D階層4	D階層5	D階層6	D階層7	D階層8	...



基準額表はこちら

(3) 主食費及び副食費の金額について

	公立施設	私立施設
3歳以上児の副食費	月額 4,700 円	施設ごとに定められた額
0歳児から2歳児の主食費及び副食費	保育料に含まれます。	

(4)副食費の免除及び減免について

【保育園・認定こども園に通園している場合】入園後に各施設からご案内しますので、申請は不要です。

下記の①、②の条件のいずれかに該当するお子さまは、副食費が免除又は減免対象です。

①免除対象

1号認定子ども	市町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯の場合
2号認定子ども	市町村民税所得割額が 57,700 円未満の世帯の場合 市町村民税所得割額が 77,101 円未満で、P8 5. (1)表中「軽減対象世帯」に該当する場合
同時入所の 第3子以降の子ども	所得にかかわらず同時に保育施設や幼稚園等を利用している場合

※第3子の数え方 1号認定:小学校3学年修了前の子どもから数えて施設を同時に利用している3人目以降
2号認定:小学校就学前の子どもから数えて施設を同時に利用している3人目以降

②減免対象(上限月額 4,800 円)

1号認定子ども	市町村民税所得割額にかかわらず第3子以降の場合 市町村民税所得割額が 97,000 円未満の世帯の第1子及び第2子の場合
2号認定子ども	市町村民税所得割額にかかわらず第3子以降の場合 市町村民税所得割額が 97,000 円未満の世帯の第1子及び第2子の場合

※第2子、第3子の数え方 いずれの場合も年齢にかかわらず世帯の子の数(出生順位)

【第一幼稚園・第三幼稚園・第五幼稚園に通園している場合】申請が必要です。

上記の「①免除対象」及び「②減免対象」表中の、「1号認定子ども」欄の条件に該当する場合は免除・減免対象です。
(上限月額 4,800 円)

(5)保育料及び副食費の納入について

施設により、納入先や納入方法等が異なります。

施設	納入先	納入方法・振替日
公立保育園・公立認定こども園	市	口座振替です。振替日は毎月末日(12月のみ25日)です。 ※振替日が土日祝日の場合は金融機関の翌営業日 ※口座振替依頼がない場合は納付書をお渡します。 ※口座振替結果を確認後、口座振替不能の方には納付書をお渡しますので、金融機関で期限までに納めてください。再振替はありません。
私立保育園		
	施設	在園している施設にお問い合わせください。
私立認定こども園・事業所内保育施設		

(6)口座登録の方法(公立保育園・公立認定こども園在園の方、私立保育園(3号認定)の方)

保育料、延長保育料、副食費を口座振替とする場合は、口座振替依頼書の提出が必要です。

- ①「保育料・延長保育料・給食費口座振替納付依頼書」に必要事項を記入し、下記金融機関にて金融機関確認印を受けてください。2枚目の高岡市役所用の控えを、入園申請時に提出してください。
- ②ゆうちょ銀行をご利用の場合は、2枚目の高岡市役所用の控えもゆうちょ銀行へ提出してください。

北陸銀行	福井銀行	高岡信用金庫	砺波信用金庫	高岡市農業協同組合
富山銀行	富山第一銀行	新湊信用金庫	富山県信用組合	いなば農業協同組合
北國銀行	富山信用金庫	氷見伏木信用金庫	北陸労働金庫	ゆうちょ銀行

Web 口座振替登録については、高岡市公式ホームページをご覧ください。

Ⅳ. 幼児教育・保育の無償化について(施設等利用給付認定)

1. 利用料の無償化について

幼児教育・保育の無償化を受ける場合は、お住まいの市区町村から施設等利用給付認定を受ける必要があります。
利用を希望する施設・サービスによって、無償化の対象となる年齢や料金が異なります。

年齢は令和7年4月1日時点

利用希望施設 ・サービス	無償化の 対象年齢	保育の 必要性	認定 区分	無償化対象料金 ※1	手続 の必要
・保育園 ・認定こども園 (保育園部)	3歳～5歳	あり	—	・保育料(給食費などの実費を除く)	なし
	0歳～2歳 (市民税非課税世帯)				
・認定こども園 (幼稚園部)	満3歳～5歳 ※2	なし	—	・保育料(給食費などの実費を除く)	なし
	3歳～5歳	あり	2号	・保育料(給食費などの実費を除く) ・預かり保育料※3 (上限:月額 1.13 万円)	あり
	満3歳※2 (市民税非課税世帯)		3号	・保育料(給食費などの実費を除く) ・預かり保育料※3 (上限:月額 1.63 万円)	
・第一幼稚園 ・第三幼稚園 ・第五幼稚園	満3歳～5歳※2	なし	1号	・保育料(給食費などの実費を除く・ 上限:月額 2.57 万円)	あり (全員)
	3歳～5歳	あり	2号	・保育料(給食費などの実費を除く・ 上限:月額 2.57 万円) ・預かり保育料※3 (上限:月額 1.13 万円)	
	満3歳※2 (市民税非課税世帯)		3号	・保育料(給食費などの実費を除く・ 上限:月額 2.57 万円) ・預かり保育料※3 (上限:月額 1.63 万円)	
・認可外保育施設※4 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・ センター事業	3歳～5歳	あり	2号	・保育料(上限:月額 3.7 万円)	あり
	0歳～2歳 (市民税非課税世帯)		3号	・保育料(上限:月額 4.2 万円)	

※1 月途中から認定を受ける場合は、月上限額は日割りになります。

※2 満3歳は年度の途中で3歳の誕生日を迎えるお子さまです。

※3 預かり保育料の月上限額は、利用日数×450円又は1.13万円(2号)[1.63万円(3号)]のうちいずれか小さい方です。

※4 企業主導型保育施設の利用を希望する場合は、教育・保育給付認定の申請をしてください。

- ・幼稚園、保育園、認定こども園に在園している場合は、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料は無償ではありません。
- ・お住まいの市区町村以外の施設やサービスを利用した場合も無償化の対象となることがあります。
- ・認可外保育施設と一時預かり事業を併用した場合は、月上限額の範囲内でいずれも無償化の対象です。
- ・保育園や認定こども園(保育園部)を利用している方の延長保育の利用料は、保育短時間認定、保育標準時間認定いずれの場合も無償化の対象ではありません。
- ・就学前の障がい児の発達支援等の利用者負担額は無償です。(幼稚園、保育園、認定こども園に在園している場合も、ともに無償です。)

2. 認定の手続

教育・保育給付認定を受けている場合は、無償化の申請は不要です。ただし、教育・保育給付認定の1号認定を受けている方が預かり保育の無償化を希望する場合は、施設等利用給付認定の申請をしてください。

認定前の施設・サービスの利用料は、無償化の対象になりません。必ず利用前に施設等利用給付認定の申請をしてください。

(1) 令和7年4月から無償化の認定を受ける場合

【市内認定こども園(幼稚園部)・幼稚園に入園するお子さま】

申請書等の配布・受付	利用希望施設 入園の申請書と併せて配布します。入園の申請書と併せて提出してください。
結果の送付	2月下旬(3次受付で提出した場合は3月下旬)に認定通知書を送付します。

【市外の施設に入園又は認可外保育施設等を利用するお子さま】

申請書等の配布	令和7年1月7日(火)から子ども・子育て課窓口で配布します。
申請書等の受付・締切	令和7年2月3日(月)まで子ども・子育て課窓口に出してください。
結果の送付	2月下旬に認定通知書を送付します。

(2) 年度途中から無償化の認定を受ける場合

申請書等の配布・受付	利用希望施設(市外の施設、認可外保育施設等を利用するお子さまは、子ども・子育て課窓口)
締切	認定希望月の前月 10 日(土日祝日の場合は、その直前の平日)
結果の送付	認定希望月の前月 20 日頃に、認定通知書を送付します。

3. 申請に必要な書類

必要書類	提出が必要な方
1. 施設等利用給付認定申請書(P15)	全員
2. 個人番号(マイナンバー)申告書及び添付書類(P17)	全員
3. 保育を必要とする事由の証明書(P5表)	施設等利用給付2号又は3号認定希望の方
4. 保育所等利用申請等の不実施に係る理由書	認可外保育施設、一時預かり、病児保育施設、ファミリー・サポート・センター事業を利用される方
5. 離婚調停中であることを証明する書類	離婚調停中の方のみ
6. 在留カードの両面の写し(外国籍の同居家族全員分)	外国籍の同居家族がいる方
7. その他	施設等利用給付3号認定希望者で、次の【該当する方のみ提出が必要な書類】に該当する場合は、表に記載の書類を提出してください。

【該当する方のみ提出が必要な書類】

該当者	提出書類
収入の申告をしていない方(税法上の扶養に入っている方を除く)	市民税申告書の写し(高岡市役所2階市民税課で市町村民税の相談・申告をしてください。)※確定申告が必要になる場合があります。
海外勤務等で日本で課税されていない方	4～8月: 令和5年(2023年)1年間の収入と控除額がわかる書類 9月以降: 令和6年(2024年)1年間の収入と控除額がわかる書類 ※日本円に換算、及び日本語に翻訳をお願いします。

- 申請に必要な書類が不足している場合は、申請を受付できません。
- 申請に必要な書類に記載漏れや記載誤りなどの不備がある場合は返却して訂正を依頼します。
提出前に P15～の申請書の書き方、保育を必要とする事由の証明書の記入例・確認事項をご覧ください、申請書や証明書の内容を確認してください。
- 申請書やその他の提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、申請を受付できません。認定中の方は、認定を取り消すことがあります。

4. 認定の取消について

次に該当する方は、申請・届出がない場合についても認定を取り消します。

- ・高岡市外に転出した方
- ・教育・保育給付認定の2号又は3号認定を受けた方
- ・市民税非課税世帯でなくなった方(施設等利用給付3号認定の方のみ)

上記の事由が生じた翌月上旬に、取消通知書を送付します。

5. 現況届出書の提出について

施設等利用給付認定を受けているお子さまの家庭状況を年度ごとに確認します。翌年4月以降も継続して認定を希望するお子さまは、現況届出書等を提出してください。

配布・提出先	在園している施設(市外の施設、認可外保育施設等を利用するお子さまは、子ども子育て課窓口)
提出書類 ※	①現況届出書 ②保育を必要とする事由の証明書(P5表)(施設等利用給付2・3号認定の場合) ③在留カードの両面の写し(外国籍の同居家族全員分)

※記載漏れや記載誤りなどの不備がある場合は返却して訂正を依頼します。

6. 認定内容の変更について

(1) 変更手続が必要となる内容・状況

- ①保育の必要性がなくなったとき(幼稚園に在園するお子さま以外は認定取消となります)
- ②住所、氏名、連絡先、認定保護者の変更
- ③同居家族の増減(結婚、離婚(離婚調停中)、出生など)
- ④就労先の変更又は辞めたとき
- ⑤保育を必要とする事由の変更(就労から就学に変わるなど)
- ⑥認定区分の変更(幼稚園の場合のみ)
- ⑦利用する施設の変更

(2) 変更手続の方法

締切までに手続きをされた方の認定内容を翌月1日から変更します。

届出書等の配布・提出先	在園している施設(市外の施設、認可外保育施設等を利用するお子さまは、子ども子育て課窓口)
提出書類 ※	①施設等利用給付認定変更申請書兼変更届出書 ②変更事由の証明書類(P5表)
締切	認定の変更を希望する月の前月 15 日(土日祝日の場合は、その直前の平日)
結果の送付	変更希望月の前月下旬に、在園している施設を通して認定通知書をお渡しします。(市外の施設、認可外保育施設等を利用する場合は、郵送いたします。)

※記載漏れや記載誤りなどの不備がある場合は返却して訂正を依頼します。

V. 申請書などの書き方・記入上の注意

1. 教育・保育給付認定申請書の書き方

令和7年度子どものための教育・保育給付認定申請書
兼 幼稚園・保育園・認定こども園等入園申込書

修正する場合は修正液を使わず、二重線で消してください。

令和 6年 10月 3日

高岡市長 あて

給付認定、利用調整、利用者負担率等の情報及び世帯情報号の利用を含む)、及び特定教育・保育施設に代わり、特定教育・保育施設以上のことに同意し、子どもの入園を申し込みます。

認定を受ける保護者
〔・児童と同居している方
・マイナンバーを申告する方〕
電話番号は日中連絡が取れる番号を記載してください。

保護者住所	(〒933-8601) 高岡市 広小路7-50 ①
保護者氏名 電話番号	高岡 一郎 (090)0000-△△△△(母)

同じ方としてください。

入園を希望する児童	(フリガナ) 氏名 タカオカ ハルカ 高岡 はるか	生年月日 令和5年4月2日生	性別 男・女	年齢 令和7年4月1日現在 1 才	保育の希望の有無 ② 無：幼稚園など 有：保育の希望有り
③ 入園を希望する施設名	第1希望 ○○保育園 第2希望 □□保育園 第3希望 △△保育園	希望がない場合は「希望なし」と記載してください。 (希望理由) 自宅から近く、姉も入所しているため (希望理由) 自宅から近く、通勤に都合がよいため (希望理由) 父の勤務先に近い			
利用を希望する期間④	令和7年4月1日 から	<input type="checkbox"/> 就学前まで		受入状況をご確認ください。第4希望以降の施設は、欄外に記載してください。	
希望保育時間 (保育の利用を希望する場合)	⑤ <input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間(11時間)	<input type="checkbox"/> 保育			
保育の利用を希望する場合は保育を必要とする理由を記入⑥	育児休暇が終了し、両親及び祖父母も働いていて、自宅で保育するものがないため。				
(誓約) 決定された保育料は、遅滞なく納付し、滞納しないことを誓います。滞納した場合は、いかなる措置を講じられても異議を申し立ていたしません。保護者氏名 高岡 一郎 ⑦					

○児童の家庭状況

区分	(フリガナ) 氏名	入所児童との続柄	生年月日	職業 勤務先・学校名等	市民税等の課税状況	備考
同居する家族の状況	⑧ タカオカ イチロウ 高岡 一郎	父	S60. 1 . 1	⑨ ○×株式会社	課税・非課税	単身赴任中
	タカオカ ナツコ 高岡 夏子	母	H3. 3 . 3	〇〇屋(自営)	課税・非課税	
	タカオカ フユカ 高岡 ふゆか	姉	R3. 2 . 2	〇〇保育園	課税・非課税	
	タカオカ タロウ 高岡 太郎	祖父	S30. 5 . 5	△△農園(△坪)	課税・非課税	
	タカオカ アキヨ 高岡 秋代	祖母	S31. 6 . 6	内職(和装仕立て/ 着付け教室)	課税・非課税	

入所する月の1日時点の世帯員や状況を記載してください。
例：〇〇企業(単身赴任中)、〇〇小学校入学予定など
※世帯分離していても、同じ建物に住む方は記載してください。
ただし、保護者が単身赴任中の場合は、単身赴任中の方も記載してください。

兄弟姉妹で同時に申し込む場合		<input type="checkbox"/> 同居兄弟姉妹等希望する (希望順位が下でも同居兄弟姉妹等希望する)	<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹別々でも、それぞれ希望順位の高い保育所等を利用する	
祖父母の状況	父方	祖父 同上・不存在・別居 氏名 ⑩	住所	⑫ 忘れずに有か無に丸を記載してください。
		祖母 同上・不存在・別居 氏名	住所	
	母方	祖父 同上・不存在・別居 氏名	住所	
		祖母 同上・不存在・別居 氏名 広小路 高子	住所 59歳 石川県金沢市広坂〇-〇	
生活保護の状況	適用無・適用有 (年 月 日 開始)		ひとり親家庭等医療費受給資格証	無・有
在宅障がい状況	無・有 (入所児童との続柄：本人)		(身体・精神・療育・特児・障基)	
令和6年1月1日現在の住所(高岡市転入年月日 令和6年 3月 3日)				
住所(父) 同上 ⑬		住所(母) 石川県金沢市広坂〇-〇		

申請書は黒のボールペンで記載してください。消えるペンや鉛筆などは使用しないでください。

記載誤りがあった場合は、誤りを二重線で消して、余白に正しいものを記載してください。

記載漏れがある場合は返却して再度記載していただきます。

- ① 認定を受ける保護者(入園するお子さまと同居している方)の住所・氏名を記載してください。
※単身赴任中などお子さまと別居の方を記載した場合は、同居の方を保護者として認定します。
※マイナンバーを申告する方と同じ方としてください。電話番号は日中連絡が取れる番号を記載してください。(保護者氏名が父であっても、日中連絡が付きやすい方が母であれば、母の番号を記載してください。)
※住民票の住所と異なる場合は確認のため連絡を取る場合があります。利用開始日までに引っ越し予定の方は、現住所と引っ越し予定の住所を記載してください。
- ② 幼稚園、認定こども園の幼稚園部を希望する場合:『無』に○
保育園、認定こども園の保育園部、事業所内保育施設を希望する場合:『有』に○
- ③ 幼稚園、認定こども園の幼稚園部を希望する場合は、第1希望欄のみ記載してください。
保育園、認定こども園の保育園部、事業所内保育施設を希望する場合は、第3希望まで受入状況を確認し、施設名と希望理由を記載してください。希望がない場合は「希望なし」と記載してください。
(例:既に兄弟姉妹が入園しているため、自宅からの距離が近いため、休日保育を実施しているため等)
※第4希望以降の施設がある場合は、欄外にご記載ください。希望する施設は、すべて同じ市区町村の施設としてください。市区町村が異なる施設を記載した場合は修正を依頼します。
- ④ 保育が必要と見込まれる期間を記載してください。
(例:小学校就学前までは『就学前まで』/求職中であれば3か月/病気等の治療見込み期間/産後期間等)
- ⑤ ②で保育の希望『有』に○をした方は、希望する保育時間にチェックしてください。
(就労などの状況や保育を必要とする事由によっては、希望の保育時間が認められない場合があります。P2「3. 保育の必要性について」をご確認ください。)
- ⑥ ②で保育の希望『有』に○をした方は、保育を必要とする具体的な理由を記載してください。
- ⑦ 保育料の納入期限は、毎月月末(12月のみ25日、金融機関窓口が休業日の場合は翌営業日)です。内容をご確認いただきましたら、保護者氏名を記載してください。
- ⑧ 「同居する家族の状況」欄には、住民票上の世帯区分に関係なく、同じ建物に住む方全員を記載してください。単身赴任中の場合は、単身赴任中の方を含めて記載してください。
(両親のいずれかがお子さまと別居している場合は、その理由にかかわらず、必ず両親とも記載してください。①の保護者欄にはお子さまと同居する方の氏名を記載してください。)
- ⑨ 「職業」欄には、入所する月の1日時点の勤務先や学校等の名称を記載してください。
(内職の場合は内職の内容を、療養中の場合には病名を、農業の場合は耕作面積を、自営業の方は屋号等を記載してください。)
- ⑩ 兄弟姉妹で同時に新規入所を申し込む場合、希望する方にチェックしてください。
- ⑪ 祖父母の状況について記載してください。「同居する家族の状況」欄に記載してある場合は『同上』に○をつけてください。別居の場合は氏名、年齢、住所を記載してください。
※住所が同じで、敷地内の別々の建物に住む場合は住所に続けて「(別棟)」と記載してください。
- ⑫ 該当するものに○をつけてください。(『有』に○をつけた方は、次の書類を添付してください。詳しくは、P6表「保育料・副食費算定にかかる書類」ご確認ください。)
・生活保護証明、特別児童扶養手当証書の写しは添付不要です。
・ひとり親家庭等医療費受給資格証『有』に○をつけた場合は、「ひとり親家庭等医療費受給資格証」の写しを添付してください。
・在宅障がい『有』に○をつけ、同居する家族が「療育手帳」をお持ちの場合は写しを添付してください。
- ⑬ 令和7年度4~8月入所の方は令和6年1月1日現在、令和7年度9~3月入所の方は令和7年1月1日現在の父母の住所(住民票所在地)を記載してください。
※誤りがあった場合、保育料や副食費の算定ができないことがありますので、正しい住所を記載してください。
※転入日が令和6年1月1日以前の場合は、転入日を記載しなくても構いません。

2. 施設等利用給付認定申請書の書き方

子育てのための施設等利用給付認定申請書

高岡市長 あて

令和 6年 10月 3日

【申請にあたって同意している点】

1. 子ども・子育て支に当たって、官公
2. 申請書等に記載し
3. 子ども・子育て支
4. 副食費の免除及び
また、申請書に記
なお、補助金は、

認定を受ける保護者
・児童と同居している方
・マイナンバーを申告する方
を記載してください。
教育・保育給付認定を受けている方は、認定を受けている保護者を記載してください。

等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市区町村民税課税状況の確認(利用を含む)を求めることがあります。として認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。って、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。て必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。付される場合があります。

以上のことに同意し、申請します。

認定希望日(施設利用開始日) ① 令和7年 4月 1日

申請者	フリガナ	タカオカ タロウ	申請者子どもの続柄	父	現住所	〒 933 - 0014 高岡市野村0000
	氏名	② 高岡 太郎			現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒
日中の連絡先(電話番号) *確実に連絡の取れる順に記入して下さい。						
	③ 090-0000-△△△△	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	② 090-△△△△-XXXX	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	③ 0766-00-△△△△	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()
子ども申請	フリガナ	タカオカ サブロウ	現住所	〒	-	
	氏名	④ 高岡 三郎	申請者と異なる場合のみ記載		生年月日	令和3年 5月 10日
希望認定種別	<input type="checkbox"/> 第1号: 幼稚園の利用料無償化を申請します。保育の必要がないため、預かり保育料と認可外保育施設等の利用料の無償化を行いません。(申請子どもが、3歳の誕生日から小学校就学前までの方)					
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号: 保育が必要なため、幼稚園等の利用料と在籍する園の預かり保育料の無償化又は、認可外保育施設等の利用料の無償化のいずれかを希望します。(申請子どもが、3歳の誕生日以後の最初の4月1日から小学校就学前までの方)					
	<input type="checkbox"/> 第3号: 保育が必要なため、幼稚園等の利用料と在籍する園の預かり保育料の無償化又は、認可外保育施設等の利用料の無償化のいずれかを希望します。 ※市区町村民税非課税世帯のみ (市区町村民税非課税世帯で、申請子どもが、0歳から3歳の誕生日以後の最初の3月31日までの方)					
保育を必要とする理由(第2号・第3号の場合のみ)	該当する□にレ点を付けて下さい。 (子から見た続柄) 父 母・その他(⑥) <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 疾病障害等 <input type="checkbox"/> 介護看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動等 <input type="checkbox"/> 就学 (子から見た続柄) 父 母 ⑥ <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 疾病障害等 <input type="checkbox"/> 介護看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input checked="" type="checkbox"/> 求職活動等 <input type="checkbox"/> 就学					

認定希望日の当年 1月1日現在の住所	(父親)	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ ⑦	(母親)	石川県金沢市広坂0-0 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ
認定希望日の前年 1月1日現在の住所	(父親)	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ	(母親)	石川県金沢市広坂0-0 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ

主に利用する施設を記入して下さい。

フリガナ	◇◇ヨウチエン	利用するサービス	所在地	〒 000 - △△△△ 富山県〇〇市△△
施設名	⑧ ◇◇幼稚園	幼稚園 認定こども園(預かり保育を含む) 認可外・一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンター	利用開始予定日	令和7年 4月 1日

同居者を全員記入して下さい。

申請者子どもの保護者及び同居者	フリガナ	氏名	申請者子どもの続柄	生年月日	⑩ 就労・通学・通園先 又は単身赴任先
	1	タカオカ タロウ 高岡 太郎	父	大正 昭和 平成 令和 57年 8月 8日	有限会社〇〇運輸
	2	タカオカ ハナコ 高岡 花子	母	大正 昭和 平成 令和 61年 12月 12日	求職活動中
	3	タカオカ キヨシ 高岡 清	祖父	大正 昭和 平成 令和 32年 4月 1日	自宅療養中
	4	タカオカ イチロウ 高岡 一郎	兄	大正 昭和 平成 令和 23年 6月 6日	〇〇中学校
	5	タカオカ シロウ 高岡 次郎	兄	大正 昭和 平成 令和 26年 5月 5日	〇〇小学校
	6			大正 昭和 年 月 日	

利用開始月の1日時点の世帯員や状況を記載してください。
例:〇〇企業(単身赴任中)、〇〇小学校入学予定など
※世帯分離しているも、同じ建物に住む方は記載してください。
ただし、保護者が単身赴任中の場合は、単身赴任中の方も記載してください。

申請書は**黒のボールペン**で記載してください。消えるペンや鉛筆などは使用しないでください。
記載誤りがあった場合は、誤りを二重線で消して、余白に正しいものを記載してください。
記載漏れがある場合は返却して再度記載していただきます。

- ① 認定(施設等の利用)を開始する日を記載してください。(提出日から遡って認定を開始することはできません。認定日以降の利用料金が無償化の対象です。)
- ② 認定を受ける保護者(入園するお子さまと同居している方)の氏名・住所を記載してください。
※マイナンバーを申告する方と同じ方としてください。
※単身赴任中などお子さまと別居の方を記載した場合は、同居の方を保護者として認定します。
※教育・保育給付認定の第1号を受けており、施設等利用給付認定の第2号認定の申請をする場合は、教育・保育給付認定を受けている保護者を記載してください。別の方を記載した場合は、教育・保育給付認定を受けている保護者を認定保護者とします。
- ③ 電話番号は日中に確実に連絡がとれる順に記載してください。申請者が父であっても、日中連絡が付きやすい方が母であれば、母の番号から記載してください。
- ④ 申請の対象となるお子さまの氏名を記載してください。申請者と現住所が異なる場合は、お子さまの現住所を記載してください。
- ⑤ 希望する認定種別にチェックしてください。(認定種別についてはP10表をご確認ください。)
※第1号をチェックするのは、新制度未移行幼稚園(高岡市内の施設は、第一幼稚園、第三幼稚園、第五幼稚園)を利用するお子さまです。(予定を含む)
※第3号をチェックするのは、市町村民税が非課税の世帯のお子さまです。
- ⑥ ⑤で、第2号、第3号にチェックをした場合は、保護者それぞれの保育を必要とする理由をチェックしてください。父と母が保護者である方は、父と母両方について記載してください。
- ⑦ 当年及び前年の1月1日現在の両親の住所(住民票所在地)を記載してください。②で記載した住所と同じ場合は、『現住所と同じ』にチェックしてください。
- ⑧ 主に利用する施設を記載し、その施設で利用するサービスとして該当するものに○をつけてください。利用する施設が高岡市外の場合は、施設の所在地を記載してください。
- ⑨ 住民票上の世帯区分に関係なく、同じ建物に住む方全員を記載してください。単身赴任中の場合は、単身赴任中の方を含めて記載してください。
両親のいずれかがお子さまと別居している場合も、その理由にかかわらず、両親とも記載してください。
②の保護者欄にはお子さまと同居する方の氏名を記載してください。
祖父母と住所が同じで、敷地内の別々の建物に住む場合は、記載不要です。
- ⑩ 保護者及び同居者の勤務先や学校等の名称を記載してください。(内職の場合は内職の内容を、農業の場合は耕作面積を、自営業の方は屋号などを記載してください。)

3. 個人番号(マイナンバー)申告書及び添付書類

提出を受けた個人番号は、「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは、子育てのための施設等利用給付又は、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」に利用します。

(1) 提出するもの

申告者本人が提出する場合	代理人が提出する場合
①「個人番号(マイナンバー)申告書」 ② <u>申告者</u> の個人番号のわかる書類の写し ③ <u>申告者</u> の本人確認ができるもの(②で個人番号カードを提出する場合は不要) ※②・③は申告者1名のもののみ	①「個人番号(マイナンバー)申告書」 ② <u>申告者</u> の個人番号がわかる書類の写し ③ <u>代理人</u> の本人確認ができるもの ④代理権確認書類

【提出書類の例】

個人番号のわかる書類 (いずれか1点)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの写し(表裏両面) ・個人番号通知カードの写し(番号がわかる面)※ ・個人番号が記載された住民票(写し可)
本人確認ができるもの (個人番号カードをお持ちの場合は不要)	① <u>顔写真付きの身分証明書の写し</u> <u>【以下から1点】(顔写真、氏名及び生年月日のわかる面)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 など ② ①がない場合 <u>次の書類の写し</u> <u>【以下から2点】(公印、氏名及び生年月日のわかる面)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・官公署から発行された書類(「氏名と生年月日」又は「氏名と住所」が記載されたもの)
代理権確認書類	任意代理人の場合(配偶者、祖父母など):委任状 法定代理人の場合:委任状、戸籍謄本その他資格を証明する書類

※記載内容(氏名、住所等)が最新のもの。

記載内容が現在の状況と異なり、変更手続を行っていない場合は、個人番号が記載された住民票(写し可)をご提出ください。

(2) 提出方法

マイナンバー申告書表面太枠内に個人番号がわかる書類及び本人確認書類を貼り付け、マイナンバー申告書提出用の窓あき封筒に入れてください。封をした状態で、「教育・保育給付認定申請書」又は「施設等利用給付認定申請書」と併せて提出してください。重要な書類のため、郵送しないでください。

(3) 提出先

利用を希望する施設	提出先
市内の施設(認可外保育施設等以外)	利用を希望する施設
市内の認可外保育施設等又は市外の施設	子ども・子育て課窓口

(4)個人番号申告書記入例

お子さま1人につき1枚提出してください。(お子さまが2人の場合は、それぞれ必要です。)

【表面】

申告者氏名	高岡 一郎 ①
入所児童氏名	高岡 はるか
児童生年月日	R5年 4月 2日
利用予定施設 (保育施設の場合は第一希望園)	〇〇保育園

(表)

申告者…「教育・保育給付認定申請書」又は「施設等利用給付認定申請書」の「保護者氏名」と同じ方

表面と裏面の太枠内と裏面の提出日を記入のうえ、この面を上之三つ折りし、専用の窓あき封筒に入れてください。

① 申告者氏名は、「申請書」の「保護者氏名」と同じ方の氏名を記入してください。

↑封筒に入れるときは、この太枠部分が窓から見えるように入れてください。

申告者の個人番号のわかる書類及び本人確認できる身分証明書等のコピーを太枠内に貼ります。
住民票の原本など、枠内に収まりきらないものは貼り付けずに封筒に同封してください。

太枠内に申告者の
・個人番号がわかる書類
・本人確認書類
を貼り付けてください。
申告者以外の個人番号がわかる書類等は添付不要です。

【裏面】

(裏)

個人番号（マイナンバー）申告書

次のとおり、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援給付又は、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する必要書類として個人番号を下記のとおり申告します。なお、個人番号の申告について、記載漏れ等があった場合には、職員が住民基本台帳ネットワークからマイナンバーを確認することについて了承します。

提出日 R6年 10月 3日 申告者氏名 高岡 一郎 ①

同居家族全員について記入してください。(別世帯でも同居している場合は記入してください。単身赴任等による別居の保護者、進学等による別居の子も記入してください。)

	氏名	児童との続柄	生年月日	個人番号															
児童入所	高岡 はるか	本人	R5年4月2日	②															
児童の保護者及び同居家族	高岡 一郎	父	S60年1月1日																
	高岡 夏子	母	H3年3月3日																
	高岡 心ゆか	姉	R3年2月2日																
	高岡 太郎	祖父	S30年5月5日																

② 申告者(保護者の代表)の方が、ご家族全員の個人番号を記入してください。

個人番号申告書は、行政手続における特定個人を識別するための利用等に関する法律に基づき、保育園等の入園、延長保育、病児保育等の手続、幼児教育・保育無償化の手続、及び副食費の軽減等の手続の際に、世帯全員の個人番号(マイナンバー)を申告することが必要となることから、ご申告をお願いするものです。目的以外の事務に活用することはございません。

※証明日から3か月有効です。

入園申請の時点で期限を過ぎている場合は、もう一度取り直していただきます。

4. 保育を必要とする事由の証明書

(1) 就労証明書…企業・法人・官公庁などに勤務、企業の下請けで内職又は、自営業・自営内職・自由業、農林水産業に従事している場合

【企業・法人・官公庁などに勤務、企業の下請けで内職をしている方の例】

- ・お勤めの企業等に証明をお願いしてください。所属する支社や営業所が記載したのも有効です。
- ・すべての項目を記載してください。ただし、No.6はどちらか、No.8~12は該当する方のみ記載してください。
- ・○及び点線の○がついた項目の記載がない場合や記載誤りと思われる場合は返却して訂正を依頼します。
- ・記載事項に確認が必要な場合は、担当者に連絡します。
- ・給金の発生しない場合(家族従業者)は、保育の必要性が高い就労とみなしません。
- ・事業所名の記載されている就労証明書を、就労者が事業主に無断で作成又は改変等を行ったときには、申請内容に虚偽があるものとして認定を取り消します。
- ・就労証明書の様式が変更になる場合があります。最新の様式、記載要領は高岡市公式ホームページをご覧ください。

就労証明書

高岡市長 宛

証明日 西暦 2024 年 9 月 20 日

事業所名 ○×株式会社

代表者名 ○○ ○○

所在地 富山市桜町○-○○

電話番号 076 - 400 - 0000

担当者名 ○○ ○○

記載者連絡先 076 - 400 - 0000

証明日を必ず記載してもらってください。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
 ※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に関われる場合があります。

No.	項目	記載欄												
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input checked="" type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他 ()												
2	フリガナ 本人氏名	ナカガワ サクラ 中川 さくら 生年月日 1988 年 5 月 6 日												
3	雇用(予定)期間等	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2018 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日												
4	本人就労先事業所	名称 ○×株式会社 高岡支店 住所 高岡市広小路 ○-○												
5	雇用の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計士 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託												
6	就労時間 (固定就労の場合)	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 合計時間 月間 168 時間 分 (うち休憩時間 1260 分) 一月当たりの就労日数 月間 21 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 30 分 ~ 16 時 30 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分												
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)												
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年月</td> <td>2024 年 3 月</td> <td>年月</td> <td>2024 年 2 月</td> <td>年月</td> <td>2024 年 1 月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 日/月 64 時間/月</td> <td></td> <td>20 日/月 160 時間/月</td> <td></td> <td>21 日/月 168 時間/月</td> </tr> </table>	年月	2024 年 3 月	年月	2024 年 2 月	年月	2024 年 1 月		8 日/月 64 時間/月		20 日/月 160 時間/月		21 日/月 168 時間/月
年月	2024 年 3 月	年月	2024 年 2 月	年月	2024 年 1 月									
	8 日/月 64 時間/月		20 日/月 160 時間/月		21 日/月 168 時間/月									
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日												
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input checked="" type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 2024 年 6 月 17 日 ~ 2025 年 4 月 20 日												
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日												
11	復職(予定)年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 2025 年 4 月 21 日												
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input checked="" type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)												
13	保育士等としての勤務実績の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input checked="" type="checkbox"/> 無												
14	備考欄													

月間の就労時間を記載してもらってください。

就労実績が3か月ない場合は見込みを含めて記載してもらってください。

追加的記載項目欄

◆雇用期間が有期の場合、満了後の更新の有無を記載してください。(有 無) ◆自営業主又は自営業専従者の方は、職務内容を記載してください。

提出の際に

確認していただく事項

- 証明日は3か月以内か。
- No.6の合計時間は休憩時間を含んであるか。
- No.7に実績又は見込みが3か月分記載してあるか。
- ※育児休業等により直近の実績がない場合は、休業取得前の実績を記載してください。
- ※新規採用で実績がない場合は、今後3か月の見込みを記載してください。
- ※No.6の月間の就労時間と比較し就労時間が少ない場合は、その理由を No.14 に記載してください。
- 雇用期間が有期の場合、追加的記載項目欄に更新の有無が記載してあるか。

病気休暇を取得しているなど、直近1か月以上就労していない場合は、就労の保育要件で認定できません。就労の保育要件で認定を受けている方は、保育要件の変更手続き(P7)をしてください。

No.6の月間の就労時間と比較し就労時間が少ない場合は、その理由を No.14 に記載してもらってください。

※証明日から3か月有効です。

入園申請の時点で期限を過ぎている場合は、もう一度取り直していただきます。

【自営業・自営内職・自由業、農林水産業※に従事している方の例】

経営主体が本人の場合は本人が、本人以外の場合は事業主が本紙を記載してください。

- ・すべての項目を記載してください。ただし、No.6はどちらか、No.8～12は該当する方のみ記載してください。
- ・○がついた項目の記載がない場合や記載誤りと思われる場合は返却して訂正を依頼します。
- ・自営手伝い等で給金の発生しない場合(家族従業者)は、保育の必要性が高い就労とみなしません。

※農林水産業で収入を得ている方が対象です。(家庭菜園など、自給のための耕作は含みません。)

・就労証明書の様式が変更になる場合があります。最新の様式、記載要領は高岡市公式ホームページをご覧ください。

No.		項目	記載欄
<p>高岡市長 宛</p> <p>証明日 西暦 2024 年 9 月 20 日</p> <p>事業所名 二上商店</p> <p>代表者名 二上 一郎</p> <p>所在地 高岡市本町〇-〇〇</p> <p>電話番号 0766 - 〇〇 - 〇〇〇〇</p> <p>担当者名 〇〇 〇〇</p> <p>記載者連絡先 0766 - 〇〇 - 〇〇〇〇</p>			
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他 ()	
2	フリガナ 本人氏名	フタガミ アカネ 二上 あかね 生年月日 1988 年 5 月 6 日	
3	雇用(予定)期間等	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2018 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日	
4	本人就労先事業所	名称 住所	
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input checked="" type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他 ()	
6	就労時間 (固定就労の場合)	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 合計時間 月間 126 時間 分 (うち休憩時間 1260 分)	
		一月当たりの就労日数 月間 21 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日	
		平日 9 時 0 分 ~ 15 時 0 分 (うち休憩時間 45 分)	
		土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労時間 (変則就労の場合)	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 分 (うち休憩時間 分)		
	就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日		
	主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)		
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2024 年 8 月 年月 2024 年 7 月 年月 2024 年 6 月 22 日/月 132 時間/月 23 日/月 138 時間/月 21 日/月 126 時間/月	
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他 () 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日	
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
13	保育士等としての勤務実績の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
14	備考欄		

提出の際に
確認していただく事項

すべての項目が記載してあるか。

No.5に、「自営業主」又は「自営業専従者」のどちらかにチェックしてあるか。

No.6の合計時間は休憩時間を含んであるか。

No.7に実績又は見込みが3か月分記載してあるか。

※新規に事業開始のため実績がない場合は、今後3か月の見込みを記載してください。

※No.6の月間の就労時間と比較し就労時間が少ない場合は、その理由をNo.14に記載してください。

追加的記載項目欄に職務内容が記載してあるか。

No.6の月間の就労時間と比較し就労時間が少ない場合は、その理由をNo.14に記載してください。

職務内容を詳細に記載してください。農業従事者の場合は、耕作面積を併せて記載してください。

追加的記載項目欄

◆雇用期間が有期の場合、満了後の更新の有無を記載してください。(有 無) ◆自営業主又は自営業専従者の方は、職務内容を記載してください。

電話対応やレジ打ちなどの接客業務

当該就労者が就労していることを証明する書類として次の書類(写し可)を添付してください。

自営業主の方:確定申告書の写し(第二表)

事業専従者の方:確定申告書の自営業専従者の氏名が記載されたページ又は給与明細の写し

事業を開始して間もない方:開業届の写し

※証明日から3か月有効です。
入園申請の時点で期限を過ぎている場合は、もう一度取り直していただきます。

(2) 疾病・介護・出産等申立書…疾病や心身の障がい、又はその介護、出産などの場合

疾病・介護・出産等申立書

記入日 令和 6 年 9 月 20 日

高岡市長 あて

疾病・介護・出産等の状況について、以下のとおり申告します。

申立人	① 富山 楓	児童との続柄	母
-----	--------	--------	---

■ 疾病・心身障害、またはその介護・看護の場合

疾病・障害を有する人の氏名	② 富山 二郎	児童との続柄	祖父
疾病・障害名③	脳梗塞による右半身不随		
疾病・障害の状況 (該当するものに記入してください)	④ 入院	入院年月日	年 月 日
	通院	頻度	2 週・月 1 日
	自宅療養	寝たきり・精神症・その他()	
介護・看護の状況 (介護・看護の場合に記入してください)	⑤ 要する時間	一日平均	8 時間、月平均 25 日
	具体的な内容	食事や排泄など一般生活の介助、通院時のつきそい、 リハビリの補助など	
証明書類	診断書(写し可)を提出してください。 ※症状のため介護又は保育が必要である旨と、治癒及び療養に必要な期間(慢性的なもの、療養が長期にわたるものはその旨)を明記してもらってください。		

■ 出産の場合

出産予定日⑥	年 月 日
証明書類	母子手帳の写しを提出してください。(妊産婦の氏名及び出産予定日が記載されたページ) ※入所期間は出産予定日の産前3か月、産後8週間を経過する日の翌日が属する月末までです。

■ この書類で保育所入所(継続)及び給付認定に必要な事項を確認付認定できない場合があります。(在園児の場合は退園になること)
■ 修正液及び修正テープの使用、鉛筆及び消えるボールペンによる記入はできません。
■ 兄弟姉妹で申し込む場合は、いちばん下のお子さまに原本、上の順に提出してください。

児童名・生年月日・利用施設を記載してください。

児童名	金沢 香織	生年月日	令和2 年 6 月 10 日	〇〇保育 園	<input type="checkbox"/> 利用中 <input checked="" type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
児童名		生年月日	年 月 日	園	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
児童名		生年月日	年 月 日	園	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)

本紙を記載した日を記載してください。

- ① 申し立てをする保護者の氏名、児童との続柄を記載してください。
- ② 病気やけがなどで療養中の方の氏名と、児童との続柄を記載してください。
- ③ 疾病や障がいの具体的な名称や状態を記載のうえ、医師の診断書(写し可)を提出してください。
- ④ 入院開始日や現在の通院頻度、自宅療養の方はその状態などを記載してください。
- ⑤ 介護(看護)の場合は、具体的な状況及び内容を記載してください。

診断書には、症状、治癒及び療養に必要な期間(慢性的なもの、療養が長期にわたるものはその旨)に加え、療養等で保育が必要な旨が記載してある必要があります。

- ⑥ 出産予定日(産後の場合は出産した子の生年月日)を記載し、母子手帳の写し(妊産婦の氏名及び出産予定日が記載されたページ)を提出してください。

※保育要件により記載する項目が異なりますので、保育要件にあわせて次のとおり記載してください。

保育要件	疾病等	介護・看護	妊娠・出産
記載項目	①～④	①～⑤	①、⑥

出産の場合の注意事項

実際の出産日によって入所承諾期間が変更となる場合があります。出産後、「教育・保育給付認定変更届出書」を提出してください。(家族の変更及び入所期間の変更がある場合は入所期間の変更)詳しくは P7 2 認定内容の変更についてをご覧ください。

※証明日から3か月有効です。
入園申請の時点で期限を過ぎている場合は、もう一度取り直していただきます。

(3)通学申立書…大学や専修学校、職業訓練校等(下記参照)に通学している場合

通学申立書

記入日 令和 6 年 9 月 20 日

高岡市長 あて

通学状況について、以下のとおり申告します。

申立人 ①	高岡 進	児童との続柄	父
通学先名称 ②	富山職業能力開発促進センター ○○科		
所在地	高岡市八ヶ55		
通学予定期間 ③	令和7 年 4 月 1 日 ~ 令和8 年 3 月 31 日		
授業時間 ④	合計時間(月)	140 時間 分	
	時間帯	9 時 00 分 ~ 16 時 00 分	
通学日数 ⑤	1 か月約 20 日		
証明書類	学生証または在学証明書等の写しを提出してください。		

※学生証をお持ちの場合は、こちらに貼り付けてください。

⑥

児童名・生年月日・利用施設を記載してください。

児童名	高岡 すず	生年月日	令和元 年 7 月 10 日	○○保育	園 <input type="checkbox"/> 利用中 <input checked="" type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
児童名		生年月日	年 月 日		園 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
児童名		生年月日	年 月 日		園 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)

本紙を記載した日を記載してください。

①申し立てをする保護者の氏名、児童との続柄を記載してください。

②通学先の名称及び所在地を記載してください。

③通学予定期間を記載してください。

※就学の修了(予定)日が属する月の末日までが保育の実施期間です。

④1か月あたりの授業時間及び主な授業時間帯を記載してください。

※就学時間を確認するために、時間割等を提出いただくことがあります。

⑤平均的な月の通学日数を記載してください。

⑥学生証や在学証明書など、在学を証明するものの写しを提出してください。

次のいずれかに該当することが必要です。

- (1)学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- (2)職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

※申請時点で在学していない場合は、合格通知書等の在学予定を証明するものを添付し、申立書に記載した通学予定期間の開始日から1か月以内に、在学を証明する書類を提出してください。

5. 保育所等利用申請等の不実施に係る理由書

認可外保育施設を利用している方で、教育・保育給付認定の申請及び保育所等の利用を申し込まなかった場合

① 令和 6 年 9 月 20 日

高岡市長 あて

保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書

保護者氏名 ② 高岡 一郎

私は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の5第1項の規定に基づき、施設等利用給付認定の申請を行いました。この際、同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定の申請及び保育所等の利用申し込まなかった主な理由は以下のとおりです。

③

既に利用している認可外保育施設を継続して利用するため
(認可外保育施設名： ○○託児所)

利用可能な保育所等では、就労等により保育所等の利用を希望する時間帯の保育が行われていないため
(希望する保育時間： 時～ 時)

利用可能な保育所等は、自宅や職場から遠いなど地理的に希望に合っていないため

その他（自由記述）

[]

※教育・保育給付認定の申請及び保育所等の利用申し込んでいない、主な理由の一つにチェックすること。

①理由書を記載した日付を記載してください。

②施設等利用給付認定申請書の申請者の欄に記載した保護者名を記載してください。

③保育の必要性の認定要件を満たしているが、教育・保育給付認定の申請及び保育所等の利用を申し込んでいない主な理由として該当するものにチェックしてください。

選択した理由により、記載する事項がある場合は、記載してください。

6. 教育・保育給付認定現況届出書の書き方

令和7年度 教育・保育給付認定現況届出書

令和6年度のクラス年齢で出力されます。修正は不要です。

高岡市長あて

基準日 令和6年9月1日

届出に係る子ども	氏名	タカオカ フユカ 高岡 ふゆか	生年月日	令和3年2月2日	年齢	3	性別	女
	入所施設名	〇〇保育園	支給認定証番号	〇〇〇〇〇				
	入所期間	令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日			認定区分	2号認定		
	認定期間	令和6年2月1日 ~ 令和9年3月31日			保育必要量	標準時間		
	保護者	氏名	高岡 一郎	連絡先①	(父) 090-1234-4567 (母) 090-7654-4321			
	住所	高岡市広小路7番地						
保育の利用を必要とする理由 (1号認定の場合記入不要) ②	保護者続柄	現在の状況						
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ()						就労
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ()						

連絡先を記載してください。

変更届出書の受理状況によって、届出の内容が反映されていない場合があります。記載されている事由から変更がある場合は、変更届を提出してください。

家庭状況等 ③

ひとり親家庭等医療費受給資格証	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
生活保護の状況	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (年 月)
在宅障がいの状況	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (児童との続柄 祖父) (身体・精神・療育・特児・障基)

療育に○を記載した場合は、療育手帳の写しを提出してください。

世帯状況 (同居家族全員について記入してください。表面に書ききれない場合は、裏面に記入してください。)

区分	④ 氏名	子どもとの続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等
子どもの世帯員	高岡 一郎	父	S60.1.1	男	〇×株式会社
	高岡 夏子	母	H3.3.3	女	〇〇屋 (自営)
	高岡 はるか	妹	R5.4.2	女	〇〇保育園 (入園申請中)
	高岡 太郎	祖父	S30.5.5	男	なし
	高岡 秋代	祖母	S31.6.6	女	内職 (着付け教室)

令和6年1月1日現在の住所 ⑤
(父) 高岡市 高岡市以外 (旧住所 石川県金沢市)
(母) 高岡市 高岡市以外 (旧住所)

世帯分離していても、同じ建物に住む方は記載してください。ただし、保護者が単身赴任中の場合は、単身赴任中の方も記載してください。

※裏面の<現況届出書の記入について>をご確認ください。

【届出にあたって同意していただく事項】 給付認定、利用者負担額の決定、副食費免除・軽減に必要な市民税等の情報及び世帯情報等を調査、閲覧すること (法に基づく個人番号の利用を含む)、及び特定教育・保育施設等に必要に応じ情報を提示することがあります。また、副食費軽減事業費補助金は、交付を受ける保護者 (施設等に交付される場合があります) 認定を受けている方の氏名を記載してください。

以上のことに同意し、子ども・子育て支援法第22条の規定に基づき、届け出ます。

(記入日) ⑥ 令和6年10月1日

保護者氏名 高岡 一郎 ⑦

注意事項

- ・**黒のボールペン**で太枠部分を漏れなく記載してください。消えるペンや鉛筆などで記載されている場合や記載漏れがある場合は返却し、記載を依頼します。
- ・令和6年9月1日時点での認定状況を印字してありますので、内容をご確認ください。
- ・修正や変更がある場合は、朱書き二重線で訂正し、余白に正しい内容を記載してください。
(変更届出書の受理状況によって、届出の内容が反映されていない場合があります。)

申請時(昨年現況届提出時)から内容に変更がある場合

- ・支給認定事由、家庭状況等の内容、世帯状況に変更がある場合や、10月以降に認定区分や保育必要量などの変更を希望する場合は、P7 2. (2)変更手続の方法により届け出てください。
- ・**現況届出書の修正のみでは認定内容は変更されません**ので、ご注意ください。
- ・登録内容と差異がある場合は、修正及び変更届出書の提出を依頼します。

【記載方法】

- ① 両親の連絡先を記載してください。
- ② 2号又は3号認定の方のみ保育の利用を必要とする理由として該当するものにチェックし、その証明となる書類を添付してください。
右側に記載されている支給認定事由とチェックをつけた事由が異なる場合は、変更届出書を提出してください。
(例: 就労の保育要件で認定を受けているが、病気休暇中の場合は疾病等に変更が必要)
- ③ 家庭状況等について、該当するものにチェックがあるか確認してください。
生活保護の状況の「あり」にチェックがある場合は、保護開始日を記載してください。
在宅障がいの状況の「あり」にチェックがある場合は、障がいがある方の児童との続柄を記載し、手帳等の種類に○を記載してください。
家庭状況等の内容に変更が生じている場合は、変更届出書を提出してください。
- ④ 令和6年9月1日現在の世帯状況を記載してください。
世帯員は、住民票上の世帯区分に関係なく、同じ建物に住む方全員を記載してください。単身赴任中の方は、単身赴任中の方を含めて記載してください。記載欄が足りない場合は、裏面に記載してください。
同居家族に変更が生じている場合は、変更届出書を提出してください。(すでに変更届出書で世帯員の変更を届け出ている場合は、提出不要です。)
- ⑤ 令和6年1月1日現在の住所について、該当するものにチェックをしてください。高岡市以外にチェックをした場合は、令和6年1月1日現在の住所を記載してください。
- ⑥ 現況届出書を記載した日付を記載してください。
- ⑦ 保護者氏名(認定を受けている方の氏名)を記載してください。

【添付書類(次に該当する方)】

提出書類	提出が必要な方
保育を必要とする事由の証明書(P5表)、添付書類 ※保育要件が育児休業の場合は、就労証明書	2号又は3号認定の方
ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し	受給資格証をお持ちの方で、認定こども園(幼稚園部)以外の方
離婚調停中であることを証明する書類	離婚調停中の方
療育手帳の写し	同居家族が療育手帳をお持ちの方
在留カードの両面の写し(外国籍の同居家族全員分)	外国籍の同居家族がいる方
在園(所)証明書	兄弟姉妹に特別支援学校幼稚園部等、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設に在園している就学前のお子さまがいる方

VI. いろいろな教育・保育サービス

実施施設は、最終頁の「高岡市教育・保育施設一覧表」をご参照ください。

1. 教育・保育サービスを実施する施設に在園している方が対象

預かり保育 (教育施設)	通常の教育時間を超えて保育を行います。実施時間、料金などは施設によって異なります。詳しくは各施設にお問い合わせください。												
延長保育 (保育施設)	<p>通常の保育時間を超えて保育を行います。利用する場合は利用料が必要です。</p> <p>(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長保育時間</th> <th colspan="2">延長保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 午前7時から午前8時 30 分まで</td> <td>日額</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>イ 午後4時 30 分から午後6時まで</td> <td>日額</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>ウ 午後6時から午後7時まで</td> <td>日額</td> <td>200 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ア、イは保育短時間認定の方が対象です。</p> <p>※延長時間や延長保育料は施設によって異なる場合がありますので、在園している施設にご確認ください。</p>	延長保育時間	延長保育料		ア 午前7時から午前8時 30 分まで	日額	100 円	イ 午後4時 30 分から午後6時まで	日額	100 円	ウ 午後6時から午後7時まで	日額	200 円
延長保育時間	延長保育料												
ア 午前7時から午前8時 30 分まで	日額	100 円											
イ 午後4時 30 分から午後6時まで	日額	100 円											
ウ 午後6時から午後7時まで	日額	200 円											
休日保育 (保育施設)	保護者が日曜日や祝日に勤務等があり、家庭で保育ができないお子さまの保育を行います。												

2. 教育・保育施設に在園していない方が対象

一時預かり	<p>保護者の都合(仕事・通院や治療・冠婚葬祭など)によりお子さまを家庭で保育できない場合に、一時的にお預かりします。事前に実施施設に申込みが必要です。</p> <p>※生後4か月頃から就学前までのお子さまが対象です。</p>
-------	---

3. 病気の子どもの保育

病児保育施設	<p>病気・けがなどの事情により通常登園できないお子さまをお預かりするサービスです。</p> <p>※事前に受け入れが適当であるという医師の診断を受けることが必要です。予め実施施設にご相談ください。</p> <p>【実施施設】 JCHO 高岡ふしき病院、済生会高岡なでしこ保育園、あさひキッズ</p>
病後児対応型 (保育施設)	<p>お子さまが病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、常時看護師と保育士が保育を行います。実施施設に在園していないお子さまも利用できます。</p> <p>※事前に受け入れが適当であるという医師の診断を受けることが必要です。予め実施施設にご相談ください。</p> <p>【実施施設】 認定こども園ふたばこども園、認定こども園高岡保育園、認定こども園といでこども園</p>
体調不良児 対応型 (保育施設)	<p>保育中に体調不良となったお子さまを、保護者の迎えの時間まで看護師が看護します。実施施設に在園しているお子さまが対象です。</p> <p>【実施施設】 最終頁「高岡市教育・保育施設一覧表」をご参照ください。</p>

高岡市教育・保育施設一覧表

●幼稚園

※令和6年9月1日時点 令和7年4月以降に内容が変更になる場合があります。

	施設名	保育定員	教育定員	所在地	電話番号	預かり(延長)保育			子育てサロン	実施時間
						実施の有無	早期	夕方		
私立	1 第一幼稚園		300	高岡市本郷2-1-35	(22)-6338	○		～17:30	月1～2回	10:00～11:30
	2 第三幼稚園		280	佐野645	(21)-0630	○		～18:00	月1回	10:20～11:30
	3 第五幼稚園		150	中曽根740-7	(82)-4177	○		～17:30	月1回	10:00～11:10

●保育園・認定こども園

	施設名	保育定員	教育定員	所在地	電話番号	受入年齢	延長	一時	休日	病児	子育てサロン	実施時間	
													公立
	2 西部保育園	110		横本町4-5	(22)-2054	4ヶ月～	○			○	月2回水曜日	10:00～11:00	
	3 伏木古府保育園	120		伏木矢田7-1	(44)-0336	4ヶ月～	○	○		○	月2回水曜日	10:00～11:00	
	4 佐野保育園	80		佐野376	(22)-4096	4ヶ月～					月2回水曜日	10:00～11:00	
	5 太田保育園	60		太田644-1	(44)-1672	4ヶ月～					月2回水曜日	10:00～11:00	
	6 二塚保育園	80		二塚968-2	(23)-5758	4ヶ月～					月2回水曜日	10:00～11:00	
	7 川原保育園	60		内免1-1-1	(22)-3705	4ヶ月～					月2回水曜日	10:00～11:00	
	8 はおか保育園	90		波岡156	(22)-3676	4ヶ月～					月2回火曜日	10:00～11:00	
	9 万葉なかよし保育園	140		二上町1105-1	(22)-1881	4ヶ月～	○			○			
	10 牧野かぐら保育園	150		姫野654-5	(82)-2325	4ヶ月～	○			○	月2回水曜日	10:00～11:00	
	11 認定こども園福岡おおぞらこども園	70	15	福岡町土屋115-1	(64)-2509	4ヶ月～	○				月1～2回水曜日	10:00～11:00	
私立	1 さくら保育園	140		高岡市東上関466	(23)-4196	4ヶ月～	○	○		○			
	2 南部保育園	60		清水町2-12-35	(22)-4698	4ヶ月～	□	○			第2火曜日	10:00～11:00	
	3 成美保育園	120		京町11-45	(22)-3975	4ヶ月～	○	○		○			
	4 正徳保育園	60		木町1	(22)-4668	4ヶ月～	○	○		○	第3水曜日	応相談	
	5 伏木保育園	80		伏木本町9-15	(44)-0404	4ヶ月～	○	○			第2水曜日	10:00～11:00	
	6 吉久ひなどり保育園	60		吉久2-5-71	(84)-2729	4ヶ月～	○	○		○	月2回火曜日	10:00～11:00	
	7 国吉光徳保育園	60		細池425	(22)-7810	4ヶ月～	○	○			月2回水曜日	10:00～11:00	
	8 石堤保育園	40		柴野1276	(31)-2922	4ヶ月～	○	○			毎週火曜日	10:00～11:00	
	9 立野保育所	80		立野2615	(31)-1551	4ヶ月～	○	○		○	毎週水曜日	10:00～11:00	
	10 市野瀬保育園	90		戸出市野瀬341	(63)-1233	4ヶ月～	○			○	月2～3回水曜日	10:00～11:00	
	11 戸出北部保育園	80		戸出町6-5-13	(63)-2483	4ヶ月～	○	○		○	月2回水曜日	10:00～11:00	
	12 すみれ保育園	110		米島487	(21)-8407	4ヶ月～	○	○		○	第2・4火曜日	10:00～11:00	
	13 つくし保育園	130		木津614	(25)-5132	4ヶ月～	○	○		○	第3水曜日	10:00～11:00	
	14 戸出西部保育園	140		戸出町5-11-2	(63)-0015	4ヶ月～	○	○		○	月2回水曜日	10:00～11:00	
	15 牧野みどり保育園	185		中曽根2691	(82)-5730	4ヶ月～	○			○	月1回水曜日	10:00～11:00	
	16 認定こども園かたかご幼稚園かたかご保育園	140	90	伏木古国府16-15	(44)-0200	6ヶ月～	○			○	月4回	10:00～11:30	
	17 認定こども園福岡幼稚園	100	15	福岡町福岡新579-1	(64)-3755	4ヶ月～	○	○			月1回水曜日	10:00～11:00	
	18 認定こども園こぼと幼稚園	80	120	(保育園部) 蓮花寺79-1 (幼稚園部) 蓮花寺32	(26)-8103	4ヶ月～ 幼(25)-5810	4ヶ月～ 満3歳児～	○			○	月1回火曜日 月1～2回(曜日不定)	10:15～11:00 10:30～11:40
	19 認定こども園坂ノ下保育園	74	6	大手町17-17	(24)-4422	4ヶ月～	○	○				年10回程度	10:00～11:30
	20 認定こども園ふたばこども園	140	8	永楽町6-65	(24)-2359	産休明～		◎	○		◎	毎週水曜日	9:30～11:00
	21 認定こども園中田保育園	99	11	中田4498	(36)-1008	4ヶ月～	○	○		○		第2・4火曜日	10:00～11:00
	22 認定こども園みつば保育園	205	15	荒屋敷356-4	(31)-2848	4ヶ月～	○	◎	○	○		毎週水・木曜日	10:00～12:00
	23 認定こども園いずみ幼稚園	80	75	上黒田14	(21)-3840	1歳児～		○				1・2歳児:毎週月曜日 未就園児:月1回水曜日	10:00～11:30 10:00～11:30
	24 認定こども園国吉ちくば保育園	46	4	国吉1099	(31)-0749	4ヶ月～	○	○		○		月1～2回(曜日不定)	10:00～11:00
	25 認定こども園般若野保育園	30	3	若杉118-5	(36)-1328	4ヶ月～	○	○				月2～3回水曜日	10:00～11:00
	26 認定こども園高岡保育園	110	15	南幸町2-1	(22)-2748	4ヶ月～	◎	◎	○	◎	◎	毎週火・金曜日	10:00～11:00
	27 認定こども園若葉保育園	151	15	野村896-3	(24)-7722	4ヶ月～	○	○		○		月1回(不定)	10:00～11:00
	28 認定こども園上関保育園	135	15	泉町11-31	(25)-1542	4ヶ月～	○	○	○	○		月1～2回水曜日	10:00～11:00
	29 認定こども園能町保育園	140	10	鷺北新54-2	(22)-2055	4ヶ月～	○			○		月1回水曜日(月不定)	10:00～11:00
	30 認定こども園第二幼稚園	80	40	伏木古府元町2-30	(44)-2250	6ヶ月～	○			○		月1～2回水曜日	10:00～11:00
	31 認定こども園和田保育園	130	10	羽広1丁目483	(23)-1321	4ヶ月～	○	○		○		平日、曜日不定	8:30～9:00
	32 認定こども園野村保育園	210	10	野村240	(24)-7405	4ヶ月～	☆			○		第4水曜日	10:00～11:00
	33 認定こども園定塚保育園	145	15	中川上町5-1	(21)-6061	4ヶ月～	◎			○		月2～3水曜日	10:00～11:00
	34 認定こども園ひかり幼稚園	117	53	野村1068	(22)-2323	乳児10ヵ月～		○		○		月1回	10:00～11:00
	35 認定こども園福岡ひばり園	185	35	福岡町江尻50-5	(64)-6811	6ヶ月～	○	○		○		第3水曜日	9:40～11:00
	36 認定こども園といでこども園	90	10	戸出町1-5-111	(54)-3131	4ヶ月～	○			◎	◎	毎週水曜日	10:00～11:00

●事業所内保育施設

	施設名	保育定員	教育定員	所在地	電話番号	受入年齢	延長	一時	休日	病児	子育てサロン	実施時間	
													私立
	2 済生会高岡なでしこ保育園	30		高岡市二塚355-1	(21)-7504	4ヶ月～ 2歳児	●	○		●		17(従業員枠定員)+13(地域枠定員)	

延長保育・・・□午前7時～午後6時30分 一時預かり・・・○平日 病児・病後児保育・・・○体調不良児対応型
 ○午前7時～午後7時 ◎平日及び土・日・祝日 ◎病後児対応型
 ◎午前7時～午後8時 ●病児保育対応型
 ●午前7時30分～午後9時
 ☆午前7時～午後10時